

ろうどうしゃきょうどうくみあいほう

労働者協同組合法 キックオフ集会

in

香川

2022.

8.18 木 13:30-16:00 (予定)

オンライン会議 (ZOOM)  参加費無料

メイン会場：香川県社会福祉総合センター 第1中会議室
(住所：香川県高松市番町 1-10-35)

基調講演

「協同労働というはたらき方

-人と地域を活かしあう協同組合の誕生-

古村伸宏さん (日本労働者協同組合 [ワーカーズコープ] 連合会理事長)

1964年京都府生まれ。1986年中京大学体育学部健康教育学科卒業。労働者協同組合センター事業団に加入。船橋・盛岡・仙台・藤沢などの事業所長、東北・神奈川の各事業本部長を歴任。2001年より日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会事務局長、2006年より同専務理事、2007年5月より協同労働法制化市民会議事務局長を兼務し、2017年6月より現職。



実践報告

「協同労働の実践」

地域で活動されている活動事例を
報告していただきます

申込み方法

下記問い合わせ先 (FAX/メール) まで必要事項を記入の上お申し込みください。

【必要事項】

お名前・所属 (団体の方のみ)・電話番号
メールアドレス (オンライン参加は必須)
参加方法 (現地 or オンライン)

※会場参加を希望頂きましても、感染対策上オンライン参加をお願いする場合がございます。

主催・問合せ

労働者協同組合法キックオフ集会 in 香川 実行委員会

TEL : 089-968-1612 FAX : 089-968-1613 Mail : shikoku@roukyou.gr.jp (ワーカーズコープ)

後援

香川県・高松市・四国新聞社

開催趣旨

2020年12月4日に、森林組合法より42年ぶりとなる協同組合法となります「労働者協同組合法」が国会において全党派・全会派一致で成立致しました。働く者が出資を行い、それぞれの意見を反映し、出資者自ら従事する事業が法人として認められます。

この法律を活用することで、市民が地域で必要とされているニーズを拾い上げ、多様な仕事おこしを通じて、持続可能で活力ある新しいまちづくりを進めることに期待が持てます。

「労働者協同組合法」が施行されるまでの期間、多くの県民の皆さんにこの法律の周知を進めていきたいと考えます。本集会はそのキックオフとなります。これを機に、参加の輪を広げながら、持続可能な地域づくりに結び付けていきたいと考えます。

労働者協同組合法について

労働者協同組合法は2020年12月4日、第203回臨時国会において、全会一致で成立、同月11日に公布されました。2022年10月1日に施行されます。



? 協同労働とは

協同労働=働く人が、出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に応じながら、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う働き方です。

出資



- 出資をすることで経営への責任感をひとり一人がもつ
- ➡ “わたしのお金”から “みんなのお金”へ

意見反映



- 徹底した話し合い
- どんな事業計画をたてるか
- 給料は？経費は？
- ➡ 方針はみんなで

労働



- よい仕事の追求
- ひとり一人の能力個性発揮
- 働く機会の創出
- ➡ 主体性の発揮



おもな事業分野



事業分野は基本的に自由に行うことができます。(労働者派遣事業はできません) 具体的には、現在「協同労働」に取り組む団体が、高齢者介護事業、保育・学童保育などの子育て支援事業、農業や林業などの一次産業、住宅関連・清掃・管理など、地域において多様な需要に応じて事業が行われており、同様の事業が行われることが想定されます。市民の活動の場は無限大です。

主催・問合せ

労働者協同組合法キックオフ集会 in 香川 実行委員会
TEL : 089-968-1612 FAX : 089-968-1613 Mail : shikoku@roukyou.gr.jp



法律のポイント

目的

多様な就労機会の創出、地域の多様な需要に応じた事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現

平等性

議決権、選挙権は出資口数にかかわらず一人一票

非営利性

- ・ 剰余金の1/10以上を準備金として積み立て
 - ・ 1/20以上を就労創出等積立金として積み立て
 - ・ 1/20以上を教育繰越金として繰り越し
- このことにより非営利性を担保（出資配当なし）

労働者性

組合は組合員との間で労働契約を締結する（労働者保護の適用）

設立登記

3人以上の発起人により定款を作成、創立総会を経て設立、届け出ることで登記、成立できる（準則主義）

組合員

出資をして、組合員となり、事業に従事する

人数要件

総組合員数の4/5以上の組合員は事業に従事
事業に従事する者の3/4以上は組合員

事業

労働者派遣事業は不可、それ以外はどの産業、どの領域も可能

行政庁による監督

個別の組合：都道府県、連合会：厚生労働省

他法人からの組織変更

企業組合法人またはNPO法人は施行後3年以内に、総会の議決により（準則主義）、その組織を変更し、組合になることができる

申込み方法

左記問い合わせ先（FAX/メール）まで必要事項を記入の上お申し込みください。

【必要事項】

お名前・所属（団体の方のみ）・電話番号
メールアドレス・参加方法（現地 or オンライン）

※会場参加を希望頂きますも、感染対策上オンライン参加をお願いする場合がございます。